

鳥取大学人形劇研究会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は鳥取大学人形劇研究会と称する。
- 第2条 本会は人形劇の公演を通し、地域の子供たちとのコミュニケーションを図ることを目的とする。また、人形の製作および操作を通して、会員たちが辛苦を共にすることにより、親睦を深める場とすることを目的とする。

第2章 構成

- 第3条 本会は次の会員を以って構成する。
- 1.正会員 鳥取大学人形劇研究会に籍を置き、鳥取大学の3回生までの者。
 - 2.準会員 研究会に在籍し、3回生以上において研究会幹部交代日を過ぎたもの。
 - 3.特別会員 研究会顧問の先生。

第3章 会議

- 第4条 本会は次の役員をおく。
- | | | |
|------|-----|------------------------|
| 会長 | 1名 | 評議会において推薦し、総会において承認する。 |
| 副会長 | 1名 | 選出法は会長に準ずる。 |
| 主務 | 1名 | 会長が推薦し、総会において承認する。 |
| 庶務 | 若干名 | 会員の中より互選する。 |
| 会計 | 1名 | 会長が推薦し、総会において承認する。 |
| 会計監査 | 2名 | 会員の中より互選する。 |
| 書記 | 2名 | 会員より会長が委嘱する。 |
- 第5条 本会の役員任期は、定時総会の翌日より、翌年の定時総会の日までとする。
- 第6条 役員は次の通りとする。
- 1.会長は会務を総裁する。
 - 2.副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはこれを代理する。
 - 3.主務は諸事務の処理を行う。
 - 4.庶務は主務の補佐および、監査する。
 - 5.会計は本会の会計を処理する。
 - 6.会計監査は本会の会計を監査する。
 - 7.書記は総会及び、評議会等において記載事務を行う。
- 第7条 本会は次の会議を設ける。
- 1.定時総会 原則として毎年1回召集する。
 - 2.臨時総会 会長が必要を認めるとき、これを召集する。
 - 3.評議会 重要会務処理のため、会長がこれを召集する。

第 8 条 総会及び評議会は、構成人員の過半数の出席によって成立する。その場合、委任状は出席者数の 3 分の 1 まで認める。

第 9 条 評議会においては、次の事項を審議する。

1. 予算及び、決算に関する事項
2. 会則の修正に関する事項
3. その他重要事項ならびに緊急事項

第 10 条 議決は出席者数の 3 分の 2 以上の賛成によって可決する。

第 4 章 事業

第 11 条 本会は次の事業を行う。

1. 公演の実施 原則として年 4 回これを行う。
2. 会員名簿の作成 原則として毎年 1 回これを作成し、配布する。
3. その他 本会の目的を達成するために必要な事業。

第 5 章 会計

第 12 条 正会員は会費を納める義務を負う。

第 6 章 補則

- ・ 会員は転居、改姓、改名、退学、休学したときは、速やかに申し出る。
- ・ 本会則は成立と同時に効力を発するものとする。

(1997 年 4 月 30 日改訂)